

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区分		起訴事件											区分		
		前年からの 繰越未決	本年 の 訴	計	有罪無罪						公消	訴權滅	未決	有罪に係る人員及び金額	
					有罪	無罪	件	件	件	件				懲役刑を科せられたもとの人員	罰金
申告所得税	外	件	件	件	-	-	-	-	-	-	内	人(社)	千円	申告所得税	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	法人税	
		-	X	X	X	X	-	-	-	-		X	X		
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	その他	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		
合計		外	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	合計	
		-	X	X	X	X	-	-	-	-	X	X	80,000		

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における事績を示した。

(注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。

2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外 件 -	第 159 条	外 件 -	ほ脱犯規定	外 件 -
第 244 条	外 件 -	第 164 条	外 件 X	両罰規定	外 件 -
合 計	外 件 -	合 計	外 件 X X	合 計	外 件 -

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検査及び処理状況

区分			酒税					揮発油税			地方道路税	石油ガス税			区分				
			免許者	非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計		ほ脱犯	秩序犯	計					
要件 処理数	前年度からの 継越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの 継越処理未済	要件 処理数			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
処理数	検挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検挙	要件 処理数			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
処理数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	要件 処理数			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
処理数	告収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取税官吏告 告	要件 処理数			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
処理数	その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他発	要件 処理数			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
処理数	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分	要件 処理数			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
処理数	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	要件 処理数			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
処理数	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	要件 処理数			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
処理数	処分前公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前公訴権消滅	要件 処理数			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
本年度未済件数			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数				
犯則に係る額			外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額				
罰料金相当額			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	罰料金相当額				

調査対象等：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税			たばこ特別税			取引所税	印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	件	件	件								
要件 処 理数	前年度からの繰越処理未済		外	件	件	件	件	件	件	件	件	-	-	-	-	件	前年度からの 繰越処理未済		
	検挙			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検挙		
処 理 済 件 数	通告処分		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分		
	告 収 税 官 吏			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏告		
	その他			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他		
				不問処分			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通知処分		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不告発			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発		
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	処分前公訴権消滅		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前公訴権消滅		
	本年度未処理未済件数			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未処理未済件数		
犯 則 に 係 る 税	額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る税額		
通 罰 科 金 相 當 額	分額			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通罰科金相当額		

調査対象等：平成19年4月1日から平成20年3月31までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分			酒 税			揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分
			免 許 者	非 免 許 者	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		
要 履 行 件 数	前 年 度 か ら の 緑 越 履 行 未 濟	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	-	前 年 度 か ら の 緑 越 履 行 未 濟
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	要 履 行 件 数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	要 履 行 件 数
要 履 行 件 数	通 告 处 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 处 分
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 处 分
	計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
履 行 等 件 数	通 告 不 履 行 に よ る 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 不 履 行 に よ る 告 発
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 不 履 行 に よ る 告 発
	通 告 公 告 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 公 告 権 消 滅
履 行 等 件 数	通 告 履 行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 履 行
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 履 行
	計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
本 年 度 末 履 行 未 濟 件 数			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 末 履 行 未 濟 件 数
通 告 履 行 罰 科 金 相 当			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 相 当
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 履 行 罰 科 金 相 当
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 履 行 罰 科 金 相 当

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの		
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者											
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20	-	1	20	-
〃 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20	-	1	20	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数								
第27条第1項第1号	件	第15条第1項第1号	件	第28条第1項第1号	件	第24条第1項第1号	件	第28条第1項第1号	件
〃 第2号	-								
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-	第17条第1項	件	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-				
第31条第1項	-								
合計	-								

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件	第14条第1項	件	第22条第1項第1号	件	第20条第1項第1号	件	第13条第1項	件
〃 第2号	-	第15条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	〃 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
				第24条	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
				第25条第1号	-	〃 第3号	-		
				〃 第2号	-				
				〃 第3号	-				
				〃 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				〃 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。